

仕 様 書

1 業務名

沼田合同庁舎清掃業務

2 履行場所

広島市安佐南区伴東七丁目6番8号

3 契約期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

4 履行期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

5 清掃場所

清掃を行う場所は、別図、ガラス面図及び別表のとおりとする。

6 清掃区分等

清掃区分・作業内容・面積数量・回数時期等は、次により行うこととし、詳細については別表のとおりとする。

(1) 日常清掃

ア 日常清掃に従事する日は、毎週火曜日、木曜日及び土曜日とする（12月29日から1月3日までの期間は除く。）。

なお、日常清掃の日が庁舎の休館日に当たる場合は、その日の前後の庁舎が開館している日に行うこととする。

イ 各施設の都合により日常清掃の日を変更する場合は、その都度協議して決めることとする。

(2) 定期清掃

ア 定期清掃に従事する日は、別表のとおりとする（12月29日から1月3日までの期間は除く）。

なお、定期清掃の日が庁舎の休館日に当たる場合は、その日の前後の庁舎が開館している日に行うこととする。

イ 各施設の都合により定期清掃の日を変更する場合は、その都度協議して決めることとする。

7 業務実施に当たっての留意事項

(1) 従業員は、受注者名入りの統一した衣服を着用するものとする。

(2) 従業員には、次の事項を遵守させるものとする。

ア 品位を保ち、仮にも来庁者に対し不快感を与えるような言動をしないこと。

イ 節度のあるきびきびした作業を行うこと。

ウ 休憩は、指定した場所で行い、特に作業の途中で休憩するときは、器具、資材

を1箇所に整頓してから行うこと。

- (3) 作業終了後は、指定した場所に器具、資材を整理して格納するものとする。
- (4) 業務に使用する洗剤・ワックスその他薬品等は、無リン性のもので、それぞれ使用場所の材質に適した優良品を使用するものとし、業務開始前に見本を提出して発注者の承認を得るものとする。

8 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の住所・氏名等を報告するものとする。現場責任者又は従業員に変更があったときも、また同様とする。
- (2) 委託業務実施計画書は、年間計画書及び月間計画書とし、年間計画書は契約締結後速やかに提出し、月間計画書は業務実施月の前月の25日までに（ただし、令和8年4月分については、契約締結後速やかに）提出して、それぞれ発注者の承認を受けなければならない。
- (3) 委託業務実施報告書は、業務日誌、業務実施報告書（月次）とし、業務日誌は清掃実施日（閉庁、閉館日の場合には、翌日以降で最も近い就業日）に提出し、業務実施報告書（月次）は清掃実施月の翌月の10日（ただし、3月分については、3月31日）までに提出して、それぞれ発注者の承認を受けるものとする。
- (4) 作業中に落し物や庁舎破損等の異常箇所を発見した場合は、直ちに発注者に届出・報告を行うこと。

9 検査完了期日（期限）

発注者による毎月（毎回）の業務の完了検査期日（期限）は、翌月19日（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を超える場合は、3月31日とする。

10 費用の負担等

委託業務を行うために要する費用のうち電気料及び水道料については、発注者の負担とする。なお、電気及び水道の使用に当たっては、効率的に使用するよう努めること。

11 その他

- (1) 契約期間終了の次年度において委託業者が代わる場合には、受注者は、次年度の委託業者の業務に支障を来さないよう、十分な引継ぎを行わなければならない。
- (2) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者が協議して定めるものとする。
- (3) 剥離洗浄により出た剥離廃液は、直接排水管に流さず、受注者が適切に処理すること。
- (4) 清掃作業実施に当たっては、執務及び来庁者の施設利用に支障のないよう十分配慮すること。
- (5) 別表に定める作業内容の実施に当たっては、これに附帯する作業を含むものとし、本業務の目的に沿って実施すること。